○国土交通省令第二十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の規定による緊急調査の実施に関すること。

第四十七条第七号を第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による緊急調査の実施に関すること。

第八十九条第一項中「百八十二人」を「百六十六人」に改める。

第九十八条第一項中「二課」を「三課」に改め、「施設整備課」の次に「道路計画課」を加え、同条第二項中「特定道路事業対策官一人を」の下に「、帯広開発建設部に、築港対策官一人を、札幌開発建設部に、空港対策官一人を」を加え、同項の表中「、道路計画課」を削り、札幌開発建設部の項中「、道路調査課、道路建設課、道路維持課」を「、都市圏道路計画課、道路整備保全課」に改め、帯広開発建設部の項中「、工務課」を削り、「治水課」の下に「、道路整備保全課」を加える。

別表札幌開発建設部の項中「、幌加内町」を削り、「石狩川水系空知川」の下に「及び雨竜川」を加え、旭川開発建設部の項中「（幌加内町を除く。）」を削り、留萌開発建設部の項中「、幌延町」を削り、「留萌振興局管内」の下に「並びに稚内開発建設部の管轄区域のうち、天塩川水系天塩川、雄信内川及び問寒別川の管理に関する区域」を加え、稚内開発建設部の項中「（幌延町を除く。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第四十七条の改正規定は、平成二十三年五月一日から施行する。

○国土交通省令第二十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第三項及び第五項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十七条第一項中「愛知運輸支局、岐阜運輸支局」を「岐阜運輸支局、愛知運輸支局、滋賀運輸支局」に、「滋賀運輸支局」を「島根運輸支局」に、「及び佐賀運輸支局」を「、愛媛運輸支局、佐賀運輸支局及び宮崎運輸支局」に改め、同条第二項第十九号中「（宮崎運輸支局を除く。）」を削る。

第百二十八条第一項中「、愛媛運輸支局」を削る。

第百五十三条第一項中「苫小牧海事事務所及び水島海事事務所」を「勝浦海事事務所及び若松海事事務所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「総務部に」を「大阪航空局総務部に総務企画調整官一人を、東京航空局及び大阪航空局の総務部に、それぞれ」に改める。

第十四条を削り、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（総務企画調整官）

第十三条　総務企画調整官は、命を受けて、総務部の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第三十七条第十二号中「実施及び」を「実施並びに」に改める。

第三十九条の三第一項中「新千歳空港事務所」の下に「、仙台空港事務所」を加える。

第四十四条第一項に次の一号を加える。

十三　航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関すること。

第四十四条第七項を削り、同条第八項中「前七項」を「前六項」に、「、第五項及び前項」を「及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「前八項」を「前七項」に改め、「及び第七項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十六条第九項に次の一号を加える。

四　航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関すること。

第五十六条第十二項を削り、同条第十三項中「成田空港事務所」を「仙台空港事務所、成田空港事務所」に、「前四項」を「前三項」に改め、「、仙台空港事務所の航空管制技術官は、第九項から第十一項までに規定するもののほか」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十九項中「第十五項及び第十七項」を「第十四項及び第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とする。

第六十二条第一項中「、宮崎空港事務所及び下地島空港事務所」を「及び宮崎空港事務所」に改める。

第六十五条第一項中「、宮崎空港事務所及び下地島空港事務所」を「及び宮崎空港事務所」に改め、同条第三項中「、高知空港事務所」を削り、「、宮崎空港事務所及び下地島空港事務所」を「及び宮崎空港事務所」に改め、同条第六項中「熊本空港事務所」の下に「、大分空港事務所」を加える。

第六十六条第一項及び第三項中「、宮崎空港事務所及び下地島空港事務所」を「及び宮崎空港事務所」に改め、同条第四項中「、高知空港事務所」を削り、「、宮崎空港事務所及び下地島空港事務所」を「及び宮崎空港事務所」に改める。

第六十八条中「、宮崎空港事務所及び下地島空港事務所」を「及び宮崎空港事務所」に改める。

第八十一条第二項中「及び大館能代空港出張所」を削り、同条第三項中「、花巻空港出張所」を削り、「及び奄美空港出張所」を「、奄美空港出張所及び下地島空港出張所」に改め、同条第四項中「庄内空港出張所」を「花巻空港出張所、庄内空港出張所」に改め、同条第五項中「、大館能代空港出張所」を削り、同条第六項中「大島空港出張所」を「庄内空港出張所、大島空港出張所」に改め、「南紀白浜空港出張所」の下に「、鳥取空港出張所」を加え、同条第七項中「岡山空港出張所」の下に「、下地島空港出張所」を加え、「前各項」を「第六項」に改め、同条第八項中「もののほか」の下に「、下地島空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項から第三項まで及び第五項から前項までに規定するもののほか」を加える。

第八十四条第四項中「前四項」を「前三項」に改める。

第八十七条第二項中「八戸航空路監視レーダー事務所」、及び「、岡崎航空路監視レーダー事務所」を削る。

別表第一那覇空港事務所の項中「（下地島空港事務所の管轄に属する区域を除く。）」を削り、同表下地島空港事務所の項を削る。

別表第二中「下地島空港事務所」を削る。

別表第三大館能代空港出張所の項を削り、同表奄美空港出張所の項の次に次のように加える。

下地島空港出張所	宮古島市